

団 体 等	1 営利又はそれに類する目的に使用しないこと。 2 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。 3 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、センター所長が実施する講習会を受講すること。 4 不妊去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖防止に努めること。 5 別表2の「個人（犬希望者向け）」及び「個人（猫希望者向け）」の基準を満たさない者への譲渡を行わないこと。ただし、協力団体等が飼育環境の調査を行い譲渡する場合は、大阪府外在住の者も対象とする。また、他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、「譲渡報告書」（様式第6号）をセンター所長に提出すること。 6 6か月毎にセンター所長へ「飼養状況報告書」（様式第7号の1，2，3又は4）により、飼養動物の数を報告すること。 7 大阪府並びに大阪市から、犬・猫を譲り受けている協力団体等であることを名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。 8 実施者から知り得た動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しないこと。 9 関係法令を遵守するとともに、センター所長が実施する調査及び事業等に協力すること。 10 実施者の立ち入り調査等には進んで協力すること。 11 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探すこと。 12 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。 13 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。 14 譲渡後の飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切実施者に請求しないこと。 15 上記のほか、譲渡実施場所内においては、次の事項を遵守すること。 (1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入り口以外からの出入り等をしないこと。 (2) 職員の施設管理上の指示を遵守すること。 (3) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、センター所長が行う事業に相反する行動をとらないこと。 (4) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為をしないこと。 (5) その他、センター所長との信頼関係を損なうと認められるような行為をしないこと。
-------------	---